

2022年度

～ 県や市町があなたの住まいづくりを応援します ～

# 住まいづくり補助制度のご案内

## いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク

### 県・市町の補助制度一覧表

※制度・事業名をクリックして各市町の掲載ホームページをご覧ください。

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課															
石川 県	いしかわの森で作る住宅推進事業	新築増改築購入設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅：5㎡以上の県産木材を使用した住宅等の新築・増改築・購入に対し、県産木材の使用量及び使用率に応じて助成</li> <li>外構部：住宅等に設置する木塀・木柵、ウッドデッキについて、県産木材の施工面積に助成単価（木塀・木柵：5千円/㎡、ウッドデッキ：1万円/㎡）を乗じた金額を助成（下限5万円、上限15万円）</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>県産材使用量</td> <td>5㎡～7㎡未満</td> <td>7㎡～15㎡未満</td> <td>15㎡～20㎡未満</td> <td>20㎡以上</td> <td>25㎡以上かつ県産材使用率90%以上</td> <td>木塀・木柵・ウッドデッキ</td> </tr> <tr> <td>助成額</td> <td>7万円</td> <td>10万円</td> <td>15万円</td> <td>30万円</td> <td>50万円</td> <td>5～15万円</td> </tr> </table>	県産材使用量	5㎡～7㎡未満	7㎡～15㎡未満	15㎡～20㎡未満	20㎡以上	25㎡以上かつ県産材使用率90%以上	木塀・木柵・ウッドデッキ	助成額	7万円	10万円	15万円	30万円	50万円	5～15万円	森林管理課 076-225-1643	
			県産材使用量	5㎡～7㎡未満	7㎡～15㎡未満	15㎡～20㎡未満	20㎡以上	25㎡以上かつ県産材使用率90%以上	木塀・木柵・ウッドデッキ										
助成額	7万円	10万円	15万円	30万円	50万円	5～15万円													
金 沢 市	【移住者向け】住宅取得支援制度（移住者に該当しない方は、下の市民向けをご覧ください） ※移住者とは①～③全てに該当する方です ①金沢市にこれから転入予定、あるいは転入してから3年未満 ②金沢市に転入する前に、3年以上他の市町村に居住 ③金沢市か、その近郊（白山市・かほく市・野々市市・津幡町・内灘町）でお仕事をしている、あるいはする予定																		
	ようこそ金沢住宅取得奨励金	新築購入	対象区域内において、自己居住用に住宅を新築（購入）する方に助成。10年以上の住宅ローンが条件。 住宅ローン・工事費 いずれか低額な方に下記の率を乗じた金額（カッコ内限度額）	<table border="1"> <tr> <td>対象区域</td> <td>まちなか</td> <td>居住誘導区域</td> <td>地区計画区域等</td> </tr> <tr> <td>基本額</td> <td>7.5% (150万円)</td> <td>5% (100万円)</td> <td>2.5% (50万円)</td> </tr> <tr> <td>45歳未満加算</td> <td>2.5% (50万円)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	対象区域	まちなか	居住誘導区域	地区計画区域等	基本額	7.5% (150万円)	5% (100万円)	2.5% (50万円)	45歳未満加算	2.5% (50万円)					
	対象区域	まちなか	居住誘導区域	地区計画区域等															
	基本額	7.5% (150万円)	5% (100万円)	2.5% (50万円)															
	45歳未満加算	2.5% (50万円)																	
	ようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金	購入	補助対象認定を受けた、まちなかの新築分譲マンションを購入する方に助成。10年以上の住宅ローンが条件。 住宅ローン・購入金額（建物相当額）のいずれか低額な方に下記の率を乗じた金額（カッコ内限度額）	<table border="1"> <tr> <td>基本額</td> <td>3.75% (75万円)</td> </tr> <tr> <td>45歳未満加算</td> <td>2.5% (50万円)</td> </tr> </table>	基本額	3.75% (75万円)	45歳未満加算	2.5% (50万円)											
	基本額	3.75% (75万円)																	
	45歳未満加算	2.5% (50万円)																	
	【金沢市民向け】住宅取得支援制度																		
	わがまち金沢住宅取得奨励金	新築購入	金沢市内を「まちなか」「居住誘導区域（公共交通重要路線沿い）」「それ以外」の3つに区分。現住所の区域より、より中心部に近い区域に新築（購入）する方に助成。 （例：現住所は居住誘導区域→新築地はまちなか） この他、親世帯・子世帯の同居・近居や、同一地建替えも助成対象。10年以上の住宅ローンが条件。 住宅ローン・工事費 いずれか低額な方に下記の率を乗じた金額（カッコ内限度額）	<table border="1"> <tr> <td>対象区域</td> <td>まちなか</td> <td>居住誘導区域</td> </tr> <tr> <td>基本額</td> <td>7.5% (150万円)</td> <td>5% (100万円)</td> </tr> <tr> <td>45歳未満加算</td> <td>2.5% (50万円)</td> <td></td> </tr> </table>	対象区域	まちなか	居住誘導区域	基本額	7.5% (150万円)	5% (100万円)	45歳未満加算	2.5% (50万円)							
対象区域	まちなか	居住誘導区域																	
基本額	7.5% (150万円)	5% (100万円)																	
45歳未満加算	2.5% (50万円)																		
わがまち金沢まちなかマンション購入奨励金	購入	補助対象認定を受けた、まちなかの新築分譲マンションを購入する方に助成。原則、現住所がまちなか以外の方が対象だが、親世帯・子世帯の同居・近居となる場合、現住所がまちなかの方も対象。10年以上の住宅ローンが条件。 住宅ローン・購入金額（建物相当額）のいずれか低額な方に下記の率を乗じた金額（カッコ内限度額）	<table border="1"> <tr> <td>基本額</td> <td>3.75% (75万円)</td> </tr> <tr> <td>45歳未満加算</td> <td>2.5% (50万円)</td> </tr> </table>	基本額	3.75% (75万円)	45歳未満加算	2.5% (50万円)	住宅政策課 076-220-2136											
基本額	3.75% (75万円)																		
45歳未満加算	2.5% (50万円)																		
「かなざわ空き家活用バンク」掲載物件 内部リフォーム費補助																			
【移住者（上記※参照）向け】ようこそ金沢空き家リフォーム費補助金	改修	「かなざわ空き家活用バンク」掲載の中古住宅を自己居住用に購入する移住者に、内部リフォーム費の1/2を助成。	<table border="1"> <tr> <td>対象区域</td> <td>まちなか</td> <td>居住誘導区域</td> <td>地区計画区域</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>基本上限額</td> <td>50万円</td> <td>30万円</td> <td>20万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>45歳未満加算上限額</td> <td>50万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	対象区域	まちなか	居住誘導区域	地区計画区域	その他	基本上限額	50万円	30万円	20万円	10万円	45歳未満加算上限額	50万円				
対象区域	まちなか	居住誘導区域	地区計画区域	その他															
基本上限額	50万円	30万円	20万円	10万円															
45歳未満加算上限額	50万円																		
【移住者（上記※参照）向け】ようこそ金沢中古マンションリフォーム費補助金	改修	「かなざわ空き家活用バンク」掲載の中古分譲マンションを自己居住用に購入する移住者に、内部リフォーム費の1/2を助成。	<table border="1"> <tr> <td>対象区域</td> <td>まちなか</td> <td>居住誘導区域</td> </tr> <tr> <td>基本上限額</td> <td>25万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>45歳未満加算上限額</td> <td>25万円</td> <td></td> </tr> </table>	対象区域	まちなか	居住誘導区域	基本上限額	25万円	10万円	45歳未満加算上限額	25万円								
対象区域	まちなか	居住誘導区域																	
基本上限額	25万円	10万円																	
45歳未満加算上限額	25万円																		
【金沢市民向け】わがまち金沢まちなか空き家リフォーム費補助金	改修	「かなざわ空き家活用バンク」掲載の、まちなかの中古住宅を自己居住用に購入する金沢市民に、内部リフォーム費の1/2を助成。	<table border="1"> <tr> <td>対象区域</td> <td>まちなか</td> </tr> <tr> <td>基本上限額</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>45歳未満加算上限額</td> <td>50万円</td> </tr> </table>	対象区域	まちなか	基本上限額	50万円	45歳未満加算上限額	50万円										
対象区域	まちなか																		
基本上限額	50万円																		
45歳未満加算上限額	50万円																		
【金沢市民向け】わがまち金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金	改修	「かなざわ空き家活用バンク」掲載の、まちなかの中古分譲マンションを自己居住用に購入する金沢市民に、内部リフォーム費の1/2を助成。	<table border="1"> <tr> <td>対象区域</td> <td>まちなか</td> </tr> <tr> <td>基本上限額</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>45歳未満加算上限額</td> <td>25万円</td> </tr> </table>	対象区域	まちなか	基本上限額	25万円	45歳未満加算上限額	25万円										
対象区域	まちなか																		
基本上限額	25万円																		
45歳未満加算上限額	25万円																		

【共 通】既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

2022年4月現在

# 県・市町の補助制度一覧表

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
金 沢 市	木のある暮らしづくり奨励事業	新 築 改 修 改 設	市内に居住するため、金沢産材を使用した木造個人住宅の建築（購入）や木塀の設置（購入）をした方に対する補助 ・「柱」1本あたり2,800円（限度額25万円） ・「柱」の上乗せ補助として、「内外装材」1㎡あたり1,000円（限度額5万円） ・「木塀」1㎡あたり5,000円（限度額15万円） ※「木塀」の補助対象地区は、伝統環境保存区域、伝統的建造物群保存地区、こまちなみ保存区域を除く市内全域。「木塀」以外の補助は、市内全域が対象。	森林再生課 076-220-2217
	まちなみの修景に関する補助制度	改 修 改 設	・生け垣の整備：補助率70%又は25%（限度額50万円又は20万円） ・土塀の修復：補助率70%（限度額200万円） ・竹垣、土・板塀の設置：補助率70%（限度額50万円） ・高木の植栽：補助率70%（限度額30万円） ・屋根・外壁等の修景：補助率50%（限度額50万円） ※各々対象区域・条件あり	景観政策課 076-220-2364
	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改 修	住宅の耐震診断、耐震設計、耐震改修工事に対する補助 ①木造の住宅 ・耐震診断：補助率3/4、限度額15万円 ・耐震改修：補助率10/10、限度額200万円 ※過去に市の耐震設計補助を受けた場合は、別途、補助率及び限度額あり ②木造の共同住宅（寄宿舎又は長屋含む） ・耐震診断：補助率3/4、限度額15万円 ・耐震設計：補助率2/3、限度額23万円 ・耐震改修：補助率2/3、限度額60万円×住戸数 ③非木造の住宅 ・耐震診断：補助率2/3、限度額20万円 ・耐震設計：補助率2/3、限度額10万円 ・耐震改修：補助率2/3、限度額170万円 ④非木造の共同住宅（寄宿舎又は長屋含む） ・耐震診断：補助率2/3、限度額200万円 ・耐震設計：補助率2/3、限度額100万円 ・耐震改修：補助率2/3、限度額100万円×住戸数と1億円のいずれか低い額	建築指導課 076-220-2059
	危険ブロック塀除却補助	除 却	道路等に面するブロック塀等の除却 ・通学路又は避難路：1㎡につき7,000円（限度額：20万円） ※避難路…緊急輸送道路第1次、第2次路線 ・その他：1㎡につき3,500円（限度額：10万円）	
	がけ地防災工事費等補助	改 修 改 設	がけ地の安全対策工事に対する補助（こう配が30度を超える傾斜地でかつ高さ3mを超えるがけ等） ①防災工事等（地盤調査・工事設計・防災工事） ・地盤調査費：補助率3/4、限度額100万円 ・工事設計費：補助率3/4もしくは1/2、限度額（100万もしくは75万） ・防災工事費：補助率3/4もしくは1/2、限度額（無しもしくは600万） ②応急防災工事費 ・応急防災工事費：補助率3/4もしくは1/2、限度額（90万もしくは60万） ③抑制工事費 ・抑制工事費：補助率3/4もしくは1/2、限度額（360万もしくは240万） ※補助率、限度額は工事対象地の周辺状況により異なる。	道路建設課 がけ地対策室 076-220-2612
	雨水貯留施設等設置補助	設 置	住宅等の敷地における雨水貯留施設等の設置費に対する補助 ・雨水貯留槽…施設整備費の2/3（上限額 容量により2万円～8万円） ・浄化槽転用雨水貯留槽…施設整備費の2/3（上限額8万円） ・雨水浸透ます…施設整備費の2/3（上限額 内径により1万8千円～3万5千円）	お客さまサービス課 076-220-2771
	水洗便所改造資金貸付	改 修	公共下水道に直結するために便所を改造する資金を無利子で融資 【限度額：70万円】	
	創エネ・省エネ・蓄エネ設備設置費補助金	設 置	自己が居住する市内の住宅に①～⑤の対象設備を設置する者又は対象設備が設置された市内の住宅を購入し、居住する場合に補助 ①創・省・蓄エネ設備の一体的導入（太陽光発電システム※ <sup>1</sup> ・HEMS・蓄電システム※ <sup>2</sup> ）【15万円】 ②創・省エネ設備の一体的導入（太陽光発電システム※ <sup>1</sup> ・HEMS）【5万円】 ③蓄電システム※ <sup>2</sup> 【10万円】 ④高効率エネルギー設備（燃料電池システム又はハイブリッド給湯器のいずれかに限る） ・燃料電池システム（エネファーム）【5万円】 ・ハイブリッド給湯器【4万円】 ⑤断熱窓（内窓設置、外窓交換、ガラス交換）※ <sup>3</sup> 【限度額5万円】 ※ <sup>1</sup> 太陽電池の最大出力の合計値が2kW以上のもの（全量売電は補助対象外） ※ <sup>2</sup> 蓄電容量が2kWh以上で太陽光発電システム等の設備と常時接続するもの ※ <sup>3</sup> 既存住宅に熱貫流率が2.33以下の断熱窓を設置すること 本市内の住宅・事業所・活動施設に木質のペレットを燃料とするストーブを設置する場合に補助 ⑥木質ペレットストーブ：購入費及び設置工事費の合計額の1/2【限度額10万円】	環境政策課 076-220-2507
	生ごみ処理機器購入費補助	設 置	生ごみ処理機の購入費補助 生ごみ処理機1世帯1台。 ただし、補助金の交付を受けた日から5年経過後、再度購入時申請可能。 購入費の1/2（限度額4万円）	ごみ減量推進課 076-220-2302
	生活自立のための住まいづくり助成制度	改 修	介護を要する高齢者・重度身体障害者が、自宅において自立した生活をするため既存住宅をバリアフリー改造する場合に補助（限度額50～100万円）	介護保険課 076-220-2264
	里山地域における分家住宅等建築奨励金制度	新 築 入 居	里山地域において、戸建て住宅を新築又は購入する農家の分家世帯員、新規就農者、伝統工芸従事者に対して助成 借入金の2.5%（限度額50万円）、併せて45歳未満への加算 借入金の1.0%（限度額20万円）	農業水産振興課 076-220-2213

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
七尾市	勤労者小口資金融資制度	新築 改修	引き続き2年以上市内に居住し、同一事業所に1年以上勤務する者 建設・購入・中古・宅地・増改築（限度額100万円）	産業振興課 0767-53-8565
	七尾産材使用住宅助成金制度	新築 購入	市内に居住するため、七尾産材を5m <sup>3</sup> 以上使用した70m <sup>2</sup> 以上の木造住宅を新築（建売住宅の購入を含む）する方に1件あたり10万円を助成 ただし、石川県が実施している「いしかわの木が見えるたてもの推進事業」に補助金申請をした住宅とする	農林水産課 0767-53-8510
	家庭用ごみ減量機器設置補助金	設 置	生ごみ処理機の購入費補助 生ごみ処理機1世帯1台。 ただし、補助金の交付を受けた日から5年経過後、再度購入時申請可能。 購入費の1/2（限度額3万円）	環境課 0767-53-8421
	定住促進住宅取得奨励金	新築 購入	金融機関などで資金を借り入れて住宅を新築または購入した方に奨励金を交付 【対象住宅】延床面積70m <sup>2</sup> 以上の1戸建て住宅（併用住宅の場合は居住部分が70m <sup>2</sup> 以上） 【奨励金の額】借入額の2%（上限20万円）、中古住宅の場合は1%（上限10万円） 更に、次の①～④の要件に該当する方は奨励金を加算 ①市内建築業者で新築または新築住宅を購入…借入額の1%（上限10万円） ②市外からの転入…借入額の2%（上限20万円） ③申請者の中学生以下の子どもが同居する場合…一人につき借入額の1%（上限10万円） ④「向陽タウンはまだ分譲宅地」（中島町浜田地内）で新築…200万円	
	住宅建替え奨励金	新築	以下のすべてに該当する方 ①まちなかの指定する区域において狭あい道路の解消を促進するもの（道路中心線から3mのセットバック） ②まちなか景観基準に適合する1戸建て住宅に建替える人 ③市内建築業者で1戸建て住宅を建替える人 ④金融機関などで建替えに係る資金を借入れる人 ・既存住宅解体費用の50%（限度額50万円） ・借入れ金額の10%（限度額100万円）	
	共同住宅建設奨励金	新築	以下のすべてに該当する方 ①まちなかの指定する区域において狭あい道路の解消を促進するもの（道路中心線から3mのセットバック） ②まちなか景観基準に適合する共同住宅に建替える人 ③市内建築業者で共同住宅を建設する人 ・設計費の50%（限度額100万円） ・建設費の10%（1戸につき限度額100万円）	都市建築課 0767-53-8429
	まちなか住宅建設用地売買奨励金	新築	以下のすべてに該当する方 ①まちなかの指定する区域において狭あい道路の解消を促進するもの（道路中心線から3mのセットバック） ②まちなか景観基準に適合する共同住宅又は1戸建て住宅を市内建築業者で建設するために用地売買を行なう人 ③金融機関などで用地取得に係る資金を借入れる人（売主への補助の場合は非該当） ・用地取得費の10%（限度額50万円） ・売主において既存住宅解体費用の50%（限度額50万円）	
	既存木造住宅耐震改修事業	改修	木造住宅 ①簡易耐震診断：自己負担無し（現況図面がある場合） 自己負担5千円（現況図面がない場合） ②耐震改修：定額補助（補助率10/10）、限度額160万円	
	危険ブロック塀等除却促進事業	除却	道路に面する危険なブロック塀の全部又は一部を除却する費用の補助 1m <sup>2</sup> につき4千円、限度額10万円	
	移住定住促進補助金（住宅取得補助）	新築 購入	石川県外から転入し、一戸建て住宅を新築または購入（購入に伴う改修を含む）した人に交付。 【補助金額】 新築または購入に伴う費用の50%以内（限度額100万円） ※中古は「市空き家バンク」登録物件に限る。 【対象者】次のすべてに該当する人 ①転入前10年以上、石川県外に住んでいた ②転入後、3年を経過していない ③本人が契約者で、費用を負担している ④一時的な滞在ではない ⑤国家公務員及び地方公務員ではないもの	産業振興課 0767-53-8565
	移住定住促進補助金（住宅家賃補助）	賃 貸	石川県外から転入し、民間賃貸住宅（集合住宅や一戸建て住宅）に入居した人に交付。 【補助金額】 月額家賃の50%以内（限度額：単身者月額5千円、夫婦月額1万円） 【加算】 転入時点で15歳未満の子ども1人につき、月額5千円 【対象者】次のすべてに該当する人 ①転入前10年以上、石川県外に住んでいた ②転入後、3年を経過していない ③本人が契約者で、家賃を支払っている ④一時的な滞在ではない ⑤国家公務員及び地方公務員ではないもの	
	在宅支援型住宅リフォーム推進事業	改修	介護を要する高齢者・重度障害者のいる住民税非課税世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	福祉課 （身体障害者） 0767-53-8464 高齢者支援課 （高齢者） 0767-53-8451

〔共 通〕 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

# 県・市町の補助制度一覧表

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
七尾市	水洗便所等改造資金に伴う 利子補給制度	改 修	供用開始後3年以内 100万円まで利子全額補給（償還60ヶ月以内）	上下水道課 0767-53-8466
	下水道等排水設備工事費 補助金制度	改 修	供用開始後1年以内 工事が50万円を超える場合に超える部分について最高30万円 合併処理浄化槽設置者 供用開始後3年以内 工事費の実費相当分（上限30万円）	
小松市	勤労者貸付金制度 (住宅関連分)	新 築 改 修 購 入	市内在住の勤労者に資金を融資（労働組合組織のある方） 建設・購入・中古・宅地・増改築（限度額10,000千円）	商工労働課 0761-24-8074
		新 築 改 修 購 入	市内在住の勤労者に資金を融資（労働組合組織のない方） 建設・購入・中古・宅地・増改築（限度額10,000千円）	
	未組織労働者信用保証補給 制度	新 築 改 修 購 入	市内で住宅を新築・増改築・購入し、本市に居住しようとする未組織労働者が住宅資金の融資を受ける際、信用保証料の一部を助成	まちデザイン課 0761-24-8099
	小松市景観まちづくり事業 補助金 (景観まちづくり重点地区)	新 築 改 修	まちづくり協定を締結し、景観まちづくり重点地区に指定された区域（材木町地区、龍助町、西町地区） 新築、改築、修繕に伴う外観修景費等の一部を助成（限度額200万円 助成率1/2）	
	小松市景観まちづくり事業 補助金 (伝統的景観重点地区)	新 築 改 修	伝統的景観重点地区に指定された区域（曳山八町を中心とした地域） 新築、改築、修繕に伴う外観修景費等の一部を助成（限度額120万円 助成率1/3）	建築住宅課 0761-24-8104
	「ようこそ小松」定住促進 奨励金	新 築 改 修 購 入	小松市外から小松市内に転居する方に対し、自己の住宅を新築または増築・購入する場合、費用の一部を助成 【要 件】・市外に3年以上継続して居住している方、もしくは市外に3年以上継続して居住後、小松市内に転入して1年未満の方 ・申請者または配偶者のみの転入も可 ・延床面積75㎡以上（増築の場合は増築部分75㎡以上） 【助成額】新築・増築・購入30万円（45歳以下の若者世帯加算10万円あり）	
	住まいる小松奨励金	新 築	対象となる分譲宅地を購入して自己の住宅を新築する場合、費用の一部を助成 【要 件】・3区画以上で公共施設整備を伴う分譲宅地の購入であること ・延床面積75㎡以上 【助成額】一律10万円	建築住宅課 0761-24-8104
	飛行場周辺地区居住環境 整備助成金	新 築	航空機騒音区域内で騒音緩和を配慮した自己の住宅を新築する場合、費用の一部を助成 【要 件】・居室に遮音性能があるサッシを使用すること ・延床面積75㎡以上 【助成額】基本額85W以上：50(35)万円 80W～85W：30(20)万円 75W～80W：15(10)万円 ※市外業者利用の場合は( )内の金額 「ようこそ小松」加算30万円 3世代住宅加算（同居）20万円（近居）10万円 45歳以下の若者世帯加算10万円あり）	
	3世代家族住宅建築奨励金	新 築 改 修 購 入	3世代が同居又は近居で住宅を新築または増築・購入する場合、費用の一部を助成 【要 件】・親世帯と同居もしくは親世帯の住宅と半径150m以内の敷地に住宅を新築または増築、購入する方 ・延床面積75㎡以上（増築の場合は増築部分75㎡以上） 【助成額】（同居）20万円、（近居）10万円	
	小松地域産材利用促進事業	新 築 改 修	小松市で産出された資源を建築資材として使用し新築・増築・改修する場合、その工事費や材料費の一部を助成 【対 象】小松瓦、小松畳、小松石材、九谷焼、かが杉 【要 件】・小松瓦は20万円以上の工事、その他は5万円以上の工事であること ・かが杉は新築時は50本以上、新築以外は20本以上使用すること 【助成額】工事費や材料費の20%、かが杉は2,600円/本 各材料限度額20万円 ※改修の場合は限度額10万円（瓦のみ一律20万円）	
空き家有効活用奨励金	改 修	小松市内空き家・空き室バンクに登録し、賃貸物件として貸し出す場合、または自己の居住用に購入し改修する場合、改修費の一部を助成 【助成額】工事費の1/2 限度額40万円（市外からの転入加算10万円あり）		
空き家バンク成約報奨金	その他	空き家バンクの登録物件（戸建住宅のみ）について賃貸・売買の契約が成立した場合、その空き家所有者に対し3万円の報奨金を交付します		
こまつデュアルライフ支援 制度	その他	新しい生活様式としての二地域居住の需要を喚起するために、一時的に小松市に滞在し、お試し居住やテレワーク、起業、創作活動、その他地域活性化に資する活動や取組等を行う方に対して家賃の一部を助成 【助成額】家賃の1/2 限度額3万円（一戸建ての住宅）、限度額1.5万円（アパート等） ※同居人数に応じて加算あり		
危険ブロック塀等の除却 補助金	その他	ブロック塀等の除却に対する工事費の一部を補助 【要 件】道路に面し通行人の安全を脅かす恐れがあるコンクリートブロック塀または石塀等（組積造）を除却する工事 【助成額】C B塀：4,000/㎡（上限10万円） 石 塀：10,000/㎡（上限10万円；ただし、50%以上の再使用の場合は15万円）		

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。



# 県・市町の補助制度一覧表

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
輪 島 市	生ごみ処理容器等購入助成	設 置	①生ごみ堆肥化容器（コンポスト）：補助率1/2 限度額4千円 ②電気式生ごみ処理機：補助率1/2 限度額2万円 ※市内の業者より購入したものに限り	環境対策課 0768-23-1853
	輪島産材利活用推進事業	新 築 購 入 増 改 築	輪島産材を使用した住宅等の新築、増改築又は新築の住宅を購入する者 輪島産材使用量 10m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> 未満：30万円 20m <sup>3</sup> 以上：60万円	農林水産課 0768-23-1141
	マリンタウン街なみ景観補助金	新 築	輪島市マリンタウン街並み景観基準に適合する住宅：50万円 市内の建築業者により建築された住宅：40万円 輪島産材使用割合50%以上、延床面積1m <sup>2</sup> 当たり0.13m <sup>3</sup> 以上輪島産木材を使用した住宅（延床面積80m <sup>2</sup> 以上）：30万円	
	既存建築物耐震改修促進事業	改 修	木造住宅（S56以前の建築に限る） ①耐震改修：補助率10/10、限度額150万円 ②耐震診断・耐震設計：補助率3/4、限度額9万円 補助率10/10、限度額20万円（ただし、耐震改修した場合に限る） 安全対策工事：補助率10/10、限度額50万円 屋根又は外壁の飛散・落下防止対策	都市整備課 0768-23-1156
	居住誘導促進事業補助金交付事業	新 築	居住誘導区域（輪島市マリンタウン4番地内を除く。）の区域内に住宅を取得：限度額100万円	
	輪島市空家等利活用推進事業補助金（登録空家購入）	購 入	【対象者】市外からの移住者 輪島市に定住するため輪島市空き家・空き地データベースに登録された空き家の購入費 補助率1/2 限度額100万円	
	輪島市空家等利活用推進事業補助金（登録空家改修）	改 修	輪島市空き家・空き地データベースに登録されている空き家の居住部分改修費 補助率1/2 限度額100万円	
	在宅支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	介護を要する高齢者・重度障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	福祉課 0768-23-1161
珠 洲 市	下水道等普及促進助成金	改 修	汲取便槽等の撤去、埋立を行う工事を実施した場合、10万円以内を助成（市町村設置型浄化槽は除く）	上下水道局 0768-22-2220
			既存の和式便器から腰掛式便器への改造助成、5万円以内を助成（65歳以上を含む世帯の場合は10万円以内を助成）	
			在宅支援型リフォーム、障害者地域生活支援事業、耐震改修、修景補修、伝統的建造物群保存地区保存条例の助成制度を利用した場合、下水道接続費用の1/5で10万円以内を助成	
	珠洲木材活用住宅助成事業	新 築	地域産材使用割合50%以上で床面積が100m <sup>2</sup> 以上、建築士が設計し、市内の業者が建築した住宅に対し30万円を補助。また、増改築に地域産材を5m <sup>3</sup> 以上使用した場合、m <sup>3</sup> 当たり2万円とし30万円を限度に補助	産業振興課 0768-82-7767
	既存建築物耐震改修促進事業	診 断	昭和56年5月31日以前に工事が着手された一戸建ての木造住宅 【補助額】 ・耐震診断：補助率4/5、限度額12万円	環境建設課 0768-82-7756
木造住宅簡易耐震診断支援事業	診 断	昭和56年5月31日以前に工事が着手された一戸建ての木造住宅 【補助の内容】 ・現況図面有り：自己負担なし ・現況図面無し、又は現地調査有り：自己負担5千円		
住宅耐震改修工事費補助金	改 修	昭和56年5月31日以前に工事が着手され、かつ耐震診断で評点1.0未満と診断された一戸建ての木造住宅について、耐震補強計画に基づき、評点1.0以上に耐震改修工事に対して補助 【補助額】 耐震工事に関する費用を10/10定額補助（限度額200万円）		
ブロック塀等除却事業補助金	除 却 改 修	市が指定する道路等に面した、高さ70センチメートルを超える危険ブロック塀等を除却する、また、除却後新たな塀等を設置する費用に対して補助 【補助額】 ・除却工事に関する費用の1/2補助（限度額10万円） ・除却後、新たな塀等を設置する費用の1/2補助（限度額10万円）		

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
珠 洲 市	がけ地災害防止事業費補助金	改 修	崩壊する恐れのあるがけ地で、建築物及び居住者その他の者に危害が生じるおそれがあるがけ地 【補助額】 がけ地災害防止事業に要する経費の1/2以内の額（限度額100万円）	環境建設課 0768-82-7757
	空き家改修費補助金	改 修	珠洲市空き家バンク登録物件の買主、借主又は貸主に対し、当該物件の改修費用の一部を補助 【補助額】 改修費用の1/2（限度額100万円。ただし子育て世帯は150万円） 【対象者（以下の全てに該当する者）】 ①20歳以上であること ②当該物件の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から3年を経過しないこと ③当該物件の売買又は賃貸借に係る契約相手（法人の場合は代表者）の2親等以内の親族でないこと ④空き家の購入又は改修に関して国、県又は市の他の補助等を受けていないこと ⑤自らの負担で改修をしようとする ⑥世帯全員が市税等を滞納していないこと ⑦当該物件でこれまでに本補助制度の適用を受けたことがないこと <買主又は借主が申請する場合> 上記①～⑦に加え、当該物件に補助金交付日から5年以上定住する意思があること <貸主が申請する場合> 上記①～⑦に加え、当該物件を補助金交付日から1年以上U・Iターン世帯に賃貸し、かつ5年以上珠洲市空き家バンク物件として登録を継続する意思があること（ただし、珠洲市が指定する宅地建物取引業者の仲介による売買契約が成立した場合を除く） ※本補助金の交付日から5年未満において上記要件を欠くに至った場合には、交付日からの期間に応じて補助金の返還を求める 【対象となる改修】 住宅としての機能向上のための改修 ※ただし、改修の施工は市内の法人又は個人事業者に限る ※空き家購入費補助金との併用は不可	企画財政課 (移住定住推進係) 0768-82-7726
	空き家購入費補助金	購 入	珠洲市空き家バンク登録物件を購入した者に対し、当該物件の購入費用の一部を補助 【補助額】 購入費用の1/3（限度額100万円。ただし子育て世帯は150万円） 【対象者（以下の全てに該当する者）】 ①20歳以上であること ②空き家売買契約の買主であること ③空き家の売主の2親等以内の親族でないこと ④世帯全員が市税等を滞納していないこと ⑤空き家購入又は改修に関しての国、県又は市の制度による他の補助等を受けていないこと ⑥これまでに本補助制度の適用を受けたことがないこと ※本補助金の交付日から5年未満において上記要件を欠くに至った場合には、交付日からの期間に応じて補助金の返還を求める ※空き家改修費補助金との併用は不可	企画財政課 (移住定住推進係) 0768-82-7726
	移住定住促進補助金	賃 貸	U・Iターン世帯の世帯主に対し家賃の一部を補助 【補助額】 家賃の1/2以内かつ 1年目：限度額3万円/月 2年目：限度額2万円/月 3年目：限度額1万円/月 ※世帯員のうち1人以上がU・Iターン者でない場合は、限度額がそれぞれ1/2となる 【対象者（以下の全てに該当する者）】 ①転入月以降に初めて家賃を支払う月（日割計算となる月を除く）から3年以内であること ②市内の賃貸住宅等を自世帯の居住を目的に使用すること ③世帯全員が本市に住所を有すること ④世帯全員が事業主等からの住居手当を受けていないこと ⑤世帯全員が市税等を滞納していないこと ⑥補助金の交付後に市外へ転出したことがある者が世帯にいないこと	企画財政課 (自然共生室) 0768-82-7716
	木質バイオマスストーブ 購入費補助金	購 入	自己の住宅又は団体の事務所・活動施設に木質バイオマスを燃料とするストーブを設置する場合に補助 【補助額】 購入費の1/3（限度額10万円） 【対象者】 ①ストーブを購入した日の属する年度に当該ストーブの設置を完了すること ②木質ペレット、薪又は炭など木質バイオマスを燃料とするストーブであること ③未使用のストーブであること ④市税等を滞納していないこと	企画財政課 (自然共生室) 0768-82-7716
	住宅等太陽光発電システム 設置費補助金	設 置	自ら居住する市内の住宅（併用住宅を含む）もしくは集会施設に太陽光発電システムを設置するもの又は建売住宅供給者等から市内に太陽光発電システム付き住宅を新たに購入した者に対し、設置費用の一部を補助 【補助額】 システムの最大出力1kWあたり7万円を乗じて得た額（限度額30万円） ※ただし、市内に本店、支店、営業所等を有する施工事業者等が施工するシステムを補助対象とする 【対象者】 ①市内に住所を有する者（自治組織にあっては、その構成員が市内に住所を有する者） ②個人の場合は、市税等を滞納していないこと ③過去に太陽光発電システムの設置に要する補助金の交付を受けたことがない者	企画財政課 (自然共生室) 0768-82-7716

[共 通] 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

# 県・市町の補助制度一覧表

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
珠 洲 市	生ごみ処理容器等設置補助金	設 置	<b>【対象者】</b> 市内に住所を有し、市内の事業所等から生ごみ処理容器等を購入したもの <b>【補助額】</b> ・生ごみ処理容器（コンポスト） 補助率：1/2以内（限度額：3千円、2台まで） ・電気式生ごみ処理機 補助率：1/3以内（限度額：2万円、1台まで）	環境建設課 0768-82-7743
	水環境向上促進助成金	改 修	下水道及び浄化槽に接続する排水設備工事に対する助成金 <b>【補助額】</b> ・生活保護世帯：50万円以内を助成 ・その他の世帯：排水設備工事費の1/5以内 （供用開始後3年以内は限度額10万円、3年経過後は限度額3万円）	環境建設課 0768-82-7786
	珠洲市未来につなぐ里海環境向上助成金	改 修	下水道に接続する排水設備工事に対する助成金 <b>【対象者】</b> 中学生以下の児童・生徒が同居する世帯 <b>【補助額】</b> 排水設備工事費の1/5以内（限度額10万円） ※水環境向上促進助成金との併用は不可 ※新築に伴う下水道接続は不可	
	在宅支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	介護を要する高齢者・重度障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	福祉課 0768-82-7749
加 賀 市	生ごみ処理設備設置事業補助金	設 置	家庭から出る生ごみの自家処理を促進するための生ごみの堆肥化容器 ・コンポスト等処理容器（1容器）：補助率50%以内（限度額3千円） ・密閉処理容器（2容器）：補助率50%以内（限度額2千円/1容器） ・生ごみ処理機（1基）：補助率50%以内（限度額1万円）	環境課 0761-72-7885
	住宅用太陽光発電システム・住宅用リチウムイオン蓄電池設置事業補助金	設 置	自ら居住する市内の住宅に住宅用太陽光発電システム又は住宅用蓄電池を設置する方、並びに、自ら居住するために市内のシステム付き住宅を購入する方 <b>【太陽光発電】</b> 太陽電池の最大出力1kWあたり3万円（限度額50万円） ※太陽電池の最大出力2kW以上等の要件あり <b>【蓄電池】</b> （併用可） 一律：50,000円	環境課 0761-72-7892
	木造住宅耐震診断事業	改 修	簡易耐震診断：自己負担無（現況図面有り、在来木造住宅） 上記以外の住宅の場合、一部自己負担（5,000円）で実施	
	木造住宅耐震改修事業	改 修	①耐震設計：補助率2/3、限度額20万円 ②耐震改修：補助率10/10 限度額150万円	
	危険ブロック塀等撤去費補助制度	撤 去	<b>【補助対象工事】</b> ①道路に面して設置されたブロック塀・石塀等で建築基準法の規定に適合しないもの ②道路に面して設置されたブロック塀・石塀等で傾き、ひび割れ等の劣化が著しいもの <b>【対象者】</b> 市税等の滞納がない個人又は法人 過去に同一敷地内において、この補助制度による補助金の交付を受けていないこと 他の制度による補助金等の交付を受けていないもの <b>【補助金額】</b> 4,000円/m <sup>2</sup> （上限10万円）	建築指導室 0761-72-7935
	加賀市住宅リフォーム助成事業	改 修	介護を要する高齢者・重度心身障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	介護福祉課 0761-72-7853
	合併処理浄化槽設置整備事業	設 置	合併処理浄化槽の設置助成対象区域において単独処理浄化槽及びくみ取便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置するもの。 ※但し新築に伴う設置は対象除外となります。 5人槽：352,000円/7人槽：441,000円/10人槽：588,000円 単独処理浄化槽の撤去費補助：90,000円 ※単独処理浄化槽を完全撤去する場合のみが撤去費補助対象となります。	経営企画課 0761-72-7953
	改 修	合併処理浄化槽の設置に伴う排水設備に係る費用として、上限100万円まで無利子貸付		

〔共 通〕 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。



県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
加賀市	水洗便所改造資金貸付制度	改 修	下水道工事に係る排水設備費用として、100万円まで無利子貸付（事業者は500万円まで）	経営企画課 0761-72-7953
	排水設備等改造資金利子補給	改 修	下水道接続に伴う水廻り工事500万円まで利子補給（上限2.0%） ※下水道接続していない住宅で、新築以外の住宅が対象となります。	
	下水道接続促進補助金制度	改 修	①下水道が使用可能になった地域で、供用開始日から3年以内に既設の合併処理浄化槽を廃止し接続工事を行う場合 限度額20万円 ②下水道が使用可能になった地域で、供用開始日から3年以内に既設の単独処理浄化槽または汲み取り式便所を廃止し接続工事を行う場合 限度額3万円 ※移住特例措置有り	
	住宅取得助成事業	新 築 購 入	加賀市で定住するために、住宅を新築または購入した45歳未満の人に交付。 ※中古物件は、加賀市空き家バンク制度登録物件に限る。 【補助金額】住宅取得に要した費用の50%以内（限度額20万円） 移住者加算、子ども加算、市内業者施工加算、空き家バンク登録物件加算、居住誘導区域加算有り 【対象者】次のすべてに該当する人 ①契約日において45歳未満であること ②対象住宅に5年以上定住する意思があること ③市税等の滞納がないこと	スマートシティ課 0761-72-7840
三世代住宅改修等助成事業	改 修 増 築	住宅の増築、改築または改修（以下「改修等」）を行い、三世代で同居する45歳未満の人に交付。 【補助金額】工事費用の10%（上限30万円） 【補助要件】次のすべての要件を満たすもの。 ①この補助金及び加賀市三世代ファミリー同居・促進事業補助金交付要綱（平成27年加賀市告示第183号）、加賀市移住者住宅取得助成事業補助金交付要綱（平成27年加賀市告示第64号）、加賀市若年層定住住宅取得助成事業補助金交付要綱（平成30年加賀市告示第39号）の規定に基づく補助金の交付を受けていない者 ②住宅の改修等の契約を、本市に営業所若しくは事業所を有している法人又は個人と締結した者 ③三世代以上での同居であること ④改修等を行う住宅が築年数20年以上であること ⑤契約日において45歳未満であること ⑥改修等に要した費用が100万円以上であること ⑦市税等の滞納がないこと		
羽咋市	住まいづくり奨励金交付事業	新 築 購 入 増 築 改 修	新築住宅の取得および三世代同居世帯の増築・改修に対して助成 1 住宅の新築（建替えも含む）・新築住宅の購入 【基本奨励金額】一律10万円 【加算奨励金額】市内業者：20万円（市内に事務所がある住宅建設関連事業者） 転入者：50万円（転入後2年以内の方で住宅の名義人となる方） ※再転入の方は、再転入以前に他市町に継続して2年を超えて住所を定めた方 子育て世帯：30万円（子がいる世帯） 三世代同居世帯：30万円（子、親、祖父または祖母のいる世帯） 若者世帯：30万円（申請日において35歳以下で住宅の名義人となる方） 女性応援：30万円（女性で単独名義人となる方） 居住誘導区域：30万円（立地適正化計画で定める居住誘導区域） 2 夕日ヶ丘分譲地を購入しまちづくり協定を締結された方（上記の1との併用は不可） 【基本奨励金額】住宅取得費の25%（限度額250万円） 【加算奨励金額】転入者（市内業者施工）：住宅取得費の2%（限度額40万円） 転入者（市外業者施工）：住宅取得費の1%（限度額20万円） 市内在住者：10万円 子育て世帯：10万円（子がいる世帯） 3 三世代同居の増築・改修 【奨励金額】一律50万円 次の①～④のすべてに該当するものが対象。 ①子、親、祖父または祖母のいる世帯 ②昭和56年6月1日以降に着工された新耐震基準の住宅（昭和56年5月31日以前に着工された住宅で耐震性を満たした住宅を含む。） ③敷地内に危険なブロック塀等が無い事 ④増築・改修費用が300万円以上の工事 ⑤三世代で生活するための増築・間取り変更や設備の増設等 ※子の要件：交付申請年度の4月1日時点で18歳未満。工事請負契約日において妊娠中の場合も対象 ※奨励金は内20万円までは地域商品券で支給し、残りは現金で支給します。	地域整備課 0767-22-9645

[共 通] 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

# 県・市町の補助制度一覧表

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
羽 昨 市	空家リフォーム再生事業 助成金	購 入 改 修 除 却	1 空家の購入・改修・家財道具処分 (1) 購入（自己の住居または事業用として使用するための空家の購入） ①転入者：取得費の1/3（限度額50万円） ②転入者以外：取得費の1/3（限度額20万円） 加算助成金 若者世帯：一律10万円 世帯主が申請日において35歳以下 女性応援：一律10万円 世帯主が女性 居住誘導区域：一律30万円 立地適正化計画に基づく区域内 (2) 改修（住居または事業用として使用するための空家の改修） ①市内業者利用 工事費の1/3（限度額 50万円） ②市外業者利用 工事費の1/3（限度額20万円） 加算助成金 若者世帯：一律10万円 申請者が申請日において35歳以下 女性応援：一律10万円 申請者が女性 居住誘導区域：一律30万円 立地適正化計画に基づく区域内 (3) 家財道具処分（居住や事業を開始するための空家の家財道具等の処分） 家財道具等の処分搬出費用の1/3（限度額10万円） ※(2)と(3)は併用不可。 ※上記の加算助成金は購入又はリフォームのいずれかに加算されます。 ※空家は昭和56年6月1日以降に着工されたもの（昭和56年5月31日以前に着工された建築物で耐震性を満たした建築物を含む。） 2 空家の除却 <延べ面積500㎡未満> ・市内業者：解体に要した費用の1/3（限度額30万円） ・市外業者：解体に要した費用の1/3（限度額10万円） <延べ面積500㎡以上1,000㎡未満> ・市内業者：解体に要した費用の1/3（限度額75万円） ・市外業者：解体に要した費用の1/3（限度額55万円） <延べ面積1,000㎡以上> ・市内業者：解体に要した費用の1/3（限度額150万円） ・市外業者：解体に要した費用の1/3（限度額130万円） 加算助成金 旧耐震空家：一律20万円（除却費助成のみに加算） ※助成金の内20万円までは地域商品券で支給し、残りは現金支給	地域整備課 0767-22-9645
	耐震住宅リフォーム支援事業	改 修	木造住宅 ①耐震診断：補助率10/10、限度額15万円 ②耐震改修工事：補助率10/10、限度額150万円 加算助成金 市内業者：一律20万円（耐震改修工事のみに加算） 空家：一律30万円（耐震改修工事のみに加算） <代理受領制度の導入> 市が申請者から委任された施工業者等に直接補助金を支払う制度	
	危険ブロック塀撤去事業	撤 去	倒壊の危険性のあるブロック塀に対して補助 ■対象となる危険ブロック塀 ・コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組構造の塀および門柱 ・道路（市道または建築基準法に規定される道路、公共施設の避難通路）に面しているもの ・建築基準法の基準を満たしていないもの、または亀裂、傾き若しくはぐらつきその他の損傷が生じているもの ※補助金の交付は、同一敷地内の危険ブロック塀に対して一回限りです。 ■補助額 1㎡当たり4千円以内	
	水洗便所等改造資金融資 斡旋制度（利子補給）	改 修	工事費100万円まで融資斡旋し、6%まで利子額補給（供用開始から3年以内）	
	水洗便所等改造工事助成金 制度	改 修	自己資金の人を対象に供用開始後1年以内（6万円以内）、2年以内（4万円以内）、3年以内（2万円以内） 生活保護世帯 50万円以内を助成	地域整備課 0767-22-7133
	生ごみ処理機等の購入費助成	設 置	生ごみ処理機等の購入に対する助成 生ごみ処理機：購入金額の1/2以内（限度額3万円） コンポスト容器：限度額 3千円/個 生ごみ水切りバケツ：限度額 1千円/個 ダンポールコンポスト容器：限度額 1千円/個 しぼれる三角コーナー：限度額 1千円/個	
	家庭用リチウムイオン蓄電池 設置費補助	設 置	家庭用リチウムイオン蓄電池の購入、設置に対する助成。 一律5万円（地域商品券）※市内在住者・転入者の区分なし	環境安全課 0767-22-7137
電気自動車等用V2H充電 設備設置費補助	設 置	電気自動車等用V2H充電設備を設置する住宅1棟又は事業所の建物1棟につき1基に対して補助。 一律5万円 ※現に居住しているもの若しくは居住しようとする個人又は市内に事業所を有し、市内の事業所に設備を設置しようとする個人事業主若しくは法人		
在宅支援型住宅リフォーム 推進事業	改 修	介護を要する高齢者・重度身体障害者等のいる住民税非課税世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	地域包括ケア 推進室 0767-22-5314	

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
か ほ く 市	かほく市若者マイホーム取得奨励金	新 築 入	市内への定住を促進するため、45歳未満の方が住宅を新築・購入し生活する場合に助成 ①新築・購入（新築） ア）転入者：借入金額の5%（限度額80万円） イ）市内在住者：借入金額の5%（限度額50万円） ウ）市内建築業者活用：20万円加算 ②購入（中古） ア）転入者：借入金額の10%（限度額35万円） イ）市内在住者：借入金額の10%（限度額20万円） ウ）市内不動産業者活用：10万円加算 エ）市空き家バンク登録物件：5万円加算 上記①、②それぞれについて、 ア）県外から直接かほく市に転入の場合 30万円加算 イ）市新婚さん住まい応援事業補助金受給者 または U・I・Jターン住まい補助金受給者の場合 50万円加算 ウ）三世帯同居・近居者の場合 20万円加算	企画振興課 076-283-1112
	かほく市住宅用自然エネルギーシステム設置費補助金	設 置	自己が所有し、かつ居住する市内の住宅に太陽光発電システム、ペレット・薪利用システム、定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する方、又は自ら居住するために市内のシステム付き住宅を購入する方 ①太陽光発電システム：1kWあたり4万円（限度額16万円） ②ペレット・薪利用システム：補助率1/2（限度額5万円） ③定置用リチウムイオン蓄電システム：補助率1/2（限度額10万円）	
	かほく市電気式生ごみ処理機購入費補助金	設 置	電気式生ごみ処理機の購入費補助 電気式生ごみ処理機：購入費の1/3（限度額2万円） 1世帯1台。ただし、補助金の交付を受けた日から5年以上経過し、故障等により使用不能の場合再度購入時申請可能。	防災環境対策課 076-283-7124
	かほく市空き家等家賃支援補助金	その他	空き家バンクに登録された空き家について空き家の借家人に家賃を補助 月額1万円（24ヶ月間まで）	
	かほく市空き家等改修支援補助金	改 修	空き家バンクに登録された空き家について空き家の購入者、借家人が行う改修を補助 補助率1/2（限度額30万円）	
	かほく市空き家等除却支援補助金	その他	空き家の所有者等が行う空き家の除却を補助 補助率1/2（限度額50万円）	
	かほく市耐震改修促進事業	改 修	①簡易耐震診断：現況図面あり 自己負担なし 現況図面なし 自己負担5千円 ②耐震診断：補助率9/10、限度額10万円 ③耐震改修：補助率10/10、限度額150万円	
	かほく市危険ブロック塀除却補助制度	その他	<対象> コンクリートブロック塀であり ①道路に面して設置されているもの ②倒壊により、通行人の安全を脅かす恐れのあるもの <補助金額> 4,000円×取壊し面積（㎡）※限度額100,000円	都市建設課 076-283-7104
	かほく市木の家づくり奨励金	新 築 修 入	<対象> 市内に自ら居住するため、金沢森林組合産スギ柱50本以上使用して木造住宅を新築又は購入する方（※増改築はスギ柱20本以上使用した場合対象） ・対象柱：長さ2m以上、幅及び厚さ10.5cm以上 ・柱1本あたり2,500円（限度額25万円） ・市内業者を利用した場合5万円を上乗せ補助	産業振興課 076-283-7105
	在宅支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	<対象者> 【高齢者自立支援型住宅リフォーム推進事業の対象者】 ・介護保険法に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた者のいる世帯 ・生活保護法に規定する介護扶助の対象者のいる世帯 【障害のある人にやさしい住宅リフォーム推進事業の対象者】 ・身体障害者2級以上の交付を受けた者（ただし、下肢、体幹機能障害または乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）については3級以上） ・知的障害のある者であって療育手帳Aの交付を受けた者のいる世帯 ・精神障害のある者であって精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者のいる世帯 <基準額> ・生活保護法による被保護世帯は、補助限度額100万円で、対象経費の補助率100% ・住民税非課税世帯は、補助限度額100万円で、対象経費の補助率90% ・住民税均等割のみ課税世帯は、補助限度額50万円で、対象経費の補助率70%	長寿介護課 （高齢者） 076-283-7122  健康福祉課 （身体障害者） 076-283-7120
	水洗便所等改造資金融資のあっせん（利子補給）	改 修	融資額60万円までの利子全額補給（供用開始から3年以内）	
	水洗便所等改造資金助成金	改 修	自己資金の人を対象に4万円以内を助成（供用開始から3年以内） 合併浄化槽設置済者の下水道接続への上乗せ助成 供用開始後1年以内（20万円）、2年以内（15万円）、3年以内（10万円） 生活保護世帯 工事費60万円を限度とし、2/3を助成（供用開始から3年以内） 非課税世帯 工事費60万円を限度とし、2/3を助成（供用開始から3年以内）	上下水道課 076-283-7106

[共 通] 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

# 県・市町の補助制度一覧表

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課	
白山市	定住促進奨励金	新築 購入	市外からの転入者で、償還期間が10年以上の住宅ローンを借りて、白山市内に新築住宅を建築・購入する方に奨励金を交付 【要件】・市外に3年以上継続して居住している方、もしくは、市外に3年以上継続して居住した後、白山市に転入して2年以内の方 ・敷地面積165㎡以上、かつ、延床面積100～280㎡ 【奨励金額】住宅ローンの10%以内で、上限50万円 ただし、市街化区域内で敷地面積200～310㎡の場合、上限80万円	定住支援課 076-274-9568	
	若年層定住促進奨励金	新築 購入	45歳未満で、償還期間が10年以上の住宅ローンを借りて、白山市内に新築住宅を建築・購入する方に奨励金を交付 【要件】・市内にお住まいの45歳未満の方 ・敷地面積150㎡以上、かつ、延床面積75～280㎡ 【奨励金額】住宅ローンの10%以内で、上限30万円		
	白山ろく地域定住促進奨励金	新築 購入	白山ろく地域（河内、吉野谷、鳥越、尾口、白峰）において、償還期間が10年以上の住宅ローンを借りて、新築住宅を建築・購入する方に奨励金を交付 【要件】・白山ろく地域で、新築住宅を建築・購入する方 ・敷地面積165㎡以上、かつ、延床面積100～280㎡ 【奨励金額】住宅ローンの10%以内で、上限100万円		
	三世同居・近居促進事業補助金	新築 増改修	新たに3世代での同居・近居を始めるため、白山市内で住宅を新築、購入、増改築、リフォームする方に補助金を交付 ※増改築、リフォームは同居の場合に限る。 【要件】・子ども（18歳未満）、親、祖父母による3世代 ・近居の場合、親子と祖父母の住宅間の距離が直線で2km以内 ・新築等に要した費用が100万円以上であるもの ・3世代同居等を始めるために、住民票を異動した方 【補助金額】30万円		
	中古住宅購入事業補助金	購 入	45歳未満もしくは市外からの転入者で、市内の中古住宅を購入して定住する方に補助金を交付 【要件】・申請時に45歳未満または、市外に3年以上継続して居住した後、白山市に転入して2年以内の方 ・過去に他の人の居住の用に供したことがある住宅であること ・購入後、申請者に所有権移転登記されてから2か月以内であること 【補助金額】購入費用の1/3以内で、上限30万円		
	新婚夫婦賃貸住宅家賃助成金	賃 借	市内の民間賃貸住宅等に居住する45歳未満の新婚世帯に家賃を助成 【要件】・婚姻届を提出してから1年以内 ・夫婦どちらも45歳未満 【助成金額】家賃1か月相当額で上限5万円		
	空き家改修補助金	改 修	市内の空き家バンク登録物件を改修して入居・定住する方に補助金を交付 【要件】・白山市空き家バンク登録物件であること ・改修費用が10万円以上であること 【補助金額】改修費用の1/2以内で、上限50万円		
	克雪化促進事業補助金	設 置	①屋根融雪装置設置 自宅の屋根に融雪装置を設置する方に補助金を交付 【要件】・熱エネルギーを利用した融雪装置（太陽光発電パネルを除く） ・併用住宅の場合、居住部分の面積が延床面積の1/2以上 【補助金額】設置費用の1/2以内で、上限100万円		土木課 076-274-9556
		購 入	②除雪機械購入 自宅用の除雪機械を購入する方に補助金を交付 【要件】・20万円以上のもの ・市内の販売店での購入 ・併用住宅の場合、居住部分の面積が延床面積の1/2以上 【補助額】購入費用の1/4以内で、上限50万円		
	市民福祉小口資金融資制度	改 修	引き続き1年以上市内に居住している在宅重度身体障害者が、金融機関から住宅改造資金の融資を受ける際に、融資利率2.0%を超える利子分を補助 【融資限度額】80万円 【償還期間】3年以内 ※事前に金融機関での審査が必要。		生活支援課 076-274-9509
勤労者小口資金融資制度	新築 改修	引き続き1年以上市内に居住し、同一事業所に1年以上勤務する労働者に資金を融資 ※建設・購入・中古・宅地・増改築（限度額100万円）	商工課 076-274-9542		
地域材利用促進事業補助金	新築 購入 増改築	市産木材を普及促進するため、白山市内で自ら居住するために、住宅を新築、新築住宅を購入及び所有する住宅を増改築する方に補助 【要件】建築士が設計した住宅であり、市産材使用量が7㎡以上であるもの（新築の場合は床面積80㎡以上） 7㎡～20㎡未満 100,000円 20㎡以上～25㎡未満 300,000円 25㎡以上 500,000円	森林対策課 076-272-1965		
高齢者世帯屋根融雪化等促進事業	設 置	河内、吉野谷、鳥越、尾口、白峰の区域に居住する高齢者のみ世帯または障害者のみ世帯の方に補助 ①屋根融雪装置（限度額50万円） ②ロードヒーティング（限度額50万円） ※①は石川県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金の借入を条件とする。	長寿介護課 076-274-9529		

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
白山市	住宅・建築物耐震改修促進事業	改 修	木造住宅 ①簡易耐震診断：自己負担無料（現況図面あり） ※図面がない場合や現地調査が必要な場合は5千円の自己負担が必要 ②耐震改修：補助率10/10、限度額150万円	建築住宅課 076-274-9561
	危険ブロック塀撤去費補助金	その他	ブロック塀等の除却に対する工事費の一部を補助 【要 件】 道路に面し通行人の安全を脅かす恐れがあるコンクリートブロック塀または石塀等（組積造）を除却する工事 【補助金額】 C B 塀 4,000円/m <sup>2</sup> （限度額10万円） 石塀（組積造） 6,000円/m <sup>2</sup> （限度額10万円）	
	再生可能エネルギー設備設置事業費補助金	設 置	市内に自ら所有し、かつ居住する住宅に太陽光発電システム（10kW未満）、家庭用小型風力発電機、強制循環型太陽熱利用システム、木質バイオマスストーブを設置する個人。又は自ら所有し、かつ居住するために市内のシステム付き住宅を購入する個人。 【家庭用太陽光+蓄電池システム】10万円（但し、太陽光発電システム設置済の場合は5万円） 【家庭用小型風力発電機】定額6万円 ※定格出力200W以上の風力発電機 【強制循環型太陽熱利用システム】定額3万円 【木質バイオマスストーブ（ペレット・薪）】設置費用の半額 最大8万円	環境課 076-274-9538
	在宅支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	生活保護世帯または住民税非課税世帯で、かつ要介護認定または要支援認定を受けている方、特定の障害を有する方のいる世帯を対象に、居住する住宅のリフォームに要する費用の一部を助成（限度額100万円）	長寿介護課（高齢者） 076-274-9529 障害福祉課（身体障害者） 076-274-9526
	水洗便所設置に係る融資・助成制度	改 修	工事費の範囲内で80万円を限度とし、無利子貸付 生活扶助世帯 工事費の範囲内で25万5千円を限度に助成	企業総務課 076-274-9588
能美市	在宅支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	要介護者等の日常生活に利便を与える既存住宅のバリアフリー改修 【助成限度額】 ①生活保護法による被保護世帯：100万円（補助率100%） ②住民税非課税世帯：100万円（補助率90%） ③住民税均等割のみ課税世帯：50万円（補助率70%） ※上記以外の世帯及び過去に本事業助成又はバリアフリー住宅助成を受けた世帯は対象外 ※介護保険制度や障害福祉制度からの給付を受ける場合は減額となる場合有り	福祉課 0761-58-2230
	加賀の木づかい奨励金	新 築 改 修	加賀地域の森林から伐採され加工された木材を使用した住宅を新築・増築・改築・建売住宅を購入または空き家等を購入し地域産木材を使用して改修する者に対し交付する 【新築、増築、改築、建売住宅を購入する場合】 （基本要件） ①住戸の専用面積が75m <sup>2</sup> 以上の住宅 ②加賀地域産木材を0.12m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 以上使用 （加算） ③全使用木材の50%以上を市内業者から納入 （補助額） ①②をすべて満たす：20万円 ③+10万円（最大30万円） 【空き家等を購入し住宅に改修する場合】 （基本要件） ①改修に占める面積が50m <sup>2</sup> 以上の住宅 ②加賀地域産木材を5m <sup>3</sup> 以上使用 （補助額） ①②をすべて満たす：15万円（最大15万円）	農林課 0761-58-2256
	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改 修	S56.5.31以前の住宅、長屋、共同住宅で木造のもの ①耐震診断：補助率80%、限度額12万円 ②耐震改修：補助率100%、限度額150万円	まち整備課 0761-58-2251
	危険ブロック塀除却補助金	除 却	道路に面して設置されたブロック塀・石塀等で建築基準法の規定に適合しないもの、傾き・ひび割れ等の劣化が著しいもの、建築基準法第42条第2項道路のみなし境界内にある塀または擁壁などの工作物（4,000円/m <sup>2</sup> 、上限10万円）	
	空き家改修費等補助金	改 修	空き家バンクに登録された物件の改修にかかる費用を補助 【補助対象者】 ・空き家バンクに登録されている売買物件の購入者 ・空き家バンクに登録されている賃貸物件の所有者等 【補助対象経費】 ・雨水による漏水に伴う屋根、外壁又は内装の改修に要する経費 ・台所、浴室、便所又は洗面所の生活するために必要な改修に要する経費 【補助額】 対象経費の1/2以内 1戸あたり限度額50万円	
	空き家清掃費等補助金	改 修	空き家バンクに登録された物件の所有者又は入居者に対し、家財道具等の処分及び清掃費等にかかる経費を補助 【補助額】 対象経費の1/2以内 限度額5万円	
空き家等解体費補助金	除 却	老朽空き家（昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅）や不良空き家（能美市空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例等施行規則別表第1から別表第4までに規定する判定1の評点が100以上の空き家）の所有者に対し、物件の全部を除却する工事にかかる経費を補助 【補助額】 ①老朽空き家：事業に要した経費の1/5以内 限度額10万円 危険空き家：事業に要した経費の1/2以内 限度額50万円 ②加算要件：市内に事業所を有する事業者が請け負う場合 5万円 （事業費が50万円未満の老朽空き家、事業費が100万円未満の不良空き家は加算対象外）		

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

# 県・市町の補助制度一覧表

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
能美市	自然エネルギー設備設置補助金	設 置	自ら居住する市内の住宅に自然エネルギー設備を設置する者、又は建売住宅供給者から自ら居住するために市内の自然エネルギー設備付き住宅を購入する個人 【補助対象限度額】 ①住宅用太陽光発電システム：太陽電池の最大出力が3kW以上10kW未満 一律3万円 ②住宅用小型風力発電システム：定格出力200W以上の風力発電機、設置費用の10%、限度額5万円 ③住宅用薪・ペレットストーブ：設置費用の10%、限度額5万円	生活環境課 0761-58-2217
	定住促進補助金	新 築 改 修	市内への定住を目的に、住宅を取得した45歳未満の方に対する補助。 また、加算要件を満たす場合に、加算額を合算して交付する。 【基礎額】 10万円 【加算額】 ①県外からの転入者：40万円 ②県内他市町からの転入者：20万円 ③居住促進地区（中山間地区等）への転入者：50万円 ④三世帯（申請者、申請者の親、申請者の子）同居型世帯：30万円 ⑤三世帯（申請者、申請者の親、申請者の子）近居型世帯：20万円 ⑥親世代（申請者、申請者の親）同居型世帯：20万円 ⑦市内業者利用（設計・購入）：15万円 ⑧市内業者利用（建築）：15万円 ⑨市内在勤者（転入者で、申請年度に、新たに正規職員で採用された世帯の主たる生計者）：60万円 ※④と⑥、⑤と⑥の重複加算はできません ※改修は75㎡以上の面積を工事する場合に限りです。	地域振興課 0761-58-2212
	結婚新生活支援事業補助金	新 築 リフォー ム借 引	夫婦の所得合計が400万円未満で、ともに39歳以下の新婚夫婦に対して、新たな住居の取得、リフォーム費、賃借費用、引越費用の一部を補助（上限30万円）	地域振興課 0761-58-2212
	水洗便所等改造資金の融資 斡旋・利子補給金	改 修	便所の水洗化工事費の100万円以内を融資斡旋の限度額とし、斡旋額に対する利子補給	上下水道課 0761-58-2260
	水洗便所等改造補助金	改 修	便所の水洗化工事に対する補助金 【生活保護世帯】補助率100%（限度額50万円） 【1人親世帯】補助率20%（限度額20万円）	
野々市市	勤労者自己住宅資金利子 補給制度	新 築 入 入	勤労者が市内において、新築のマイホームを建築・購入した資金について、市が利子の一部を補給 ①（住宅ローンの）元本の返済が令和2年3月31日までに開始された方： 最大3年間、限度額75,000円/年、返済負担率等による制限有 ②（住宅ローンの）元本の返済が令和2年4月1日以降に開始された方： 最大1年間、限度額75,000円/年、返済負担率等による制限有	地域振興課 076-227-6160
	生け垣等設置事業補助金	設 置	道路に面する部分に設置する生け垣等の工事費用 生け垣：1㎡につき8千円、限度額8万円 植樹帯、花壇：1㎡につき2千円、限度額2万円 ※既存のブロック塀等を除却し、生け垣等を設置する場合は加算あり。	建築住宅課 076-227-6087
	簡易耐震診断事業	改 修	木造住宅（昭和56年5月31日以前に工事着手、その他条件をみたまもの） 簡易耐震診断：無料 （※現況図面がない場合、一部自己負担（5,000円）により実施）	
	住宅耐震診断・改修の補助金	改 修	木造住宅（昭和56年5月31日以前に工事着手、その他補助条件をみたまもの） ①耐震診断：耐震診断に要する費用の補助率3/4、限度額12万円 ②耐震改修：改修工事に要する費用の補助率10/10、限度額150万円	上下水道課 076-227-6102
	水洗便所等改造資金融資 斡旋及び利子補給制度	改 修	し尿及び生活排水を下水道に排水するために便所等を改造する場合、必要な工事費用について50万円を上限として融資斡旋し、当該融資に係る利子を全額補給	
在宅支援型住宅リフォーム 推進事業	改 修	生活保護世帯または住民税非課税世帯で、かつ要介護認定または要支援認定を受けている方、特定の障害を有する方を対象に居住する住宅のリフォームに要する費用の一部を助成（限度額100万円）	介護長寿課 （高齢者） 076-227-6062  福祉総務課 （障害者） 076-227-6063	

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課	
川北町	生垣設置奨励補助金	設 置	公共の用に供する道路等に面する部分に設置する場合で2m以上の生垣 新たに生垣を設置する場合 1mにつき5千円 既設の塙等を壊し、新たに生垣を設置する場合 1mにつき8千円 (いずれも延長30m限度)	産業経済課 076-277-1124	
	新築住宅取得奨励金	新 築 購 入	町内に自ら居住するための住宅を新築または購入(新築物件)する場合 一律50万円を助成	土木課 076-277-1108	
	住宅用太陽光発電システム等設置費補助金	設 置	自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システム及び住宅用定置型リチウムイオン蓄電池を設置する個人、又は自ら居住するために町内のシステム付き住宅を購入する個人 ①太陽光発電システム 1kWあたり5万円(上限20万円) ②リチウムイオン蓄電池 1住宅あたり1システム 10万円		
	住宅リフォーム助成事業補助金	改 修	自らが所有する町内の住宅を原則町内の工務店等を利用しリフォーム工事を行う場合に必要経費の一部を助成 ・事業費が50万円以上で、10%の補助(上限20万円) (※詳細要件確認のため、土木課へ事前相談必要)		
	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改 修	木造住宅 ①耐震診断:補助率3/4、限度額9万円 ②耐震改修:全地区 定額補助 補助率10/10 限度額150万円		
	空き家等解体事業補助金	その他	空き家の所有者等が行う空き家の除却費の一部を補助 補助率1/2 限度額50万円	福祉課 076-277-8388	
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	生活保護世帯または住民税非課税世帯で、要支援、要介護の認定を受けている方、重度の障害を有する方を対象に居住する住宅のリフォームに要する費用の一部を助成(限度額100万円)		
	家庭用生ごみ処理機器購入費補助金	設 置	電化製生ごみ処理機(5年経過後、再度購入時申請可)やコンポスト容器を購入した世帯に対する補助 購入費の2分の1(限度額3万円)		住民課 076-277-1126
結婚新生活支援事業補助金	新 築 購 入 賃 借 引 越	所得合計が400万円未満で、ともに39歳以下の新婚夫婦に対して、新たな住居の取得、賃借費用、引越費用の一部を補助(上限30万円)			
津幡町	住宅取得等奨励金	新 築 購 入 増 改 築 改 修	基本額 住宅ローン年末残高の4%相当額 (※上限:60万円、新規転入者の場合は80万円) 加算額 以下に該当する場合、基本額に上乗せして交付。 ①同時に新規転入してきた世帯員の数×5万円(※新規転入者限定、上限15万円) ②津幡町内の建築業者による新築 10万円 ※購入の場合は②の適用なし、増改築・改修の場合は①②とも適用なし ※奨励金額のうち20万円までは商工会商品券で交付 ※住宅ローンが「フラット35」の場合、金利が5年間0.25%引き下げとなる優遇措置あり	企画課 076-288-2158	
	空き家バンク利用奨励金	購 入 賃 借	空き家バンク制度を利用して新規転入してきた夫婦世帯以上(夫婦のいずれかが60歳未満)に対して交付。 ・購入の場合…土地・家屋の取得費の1/10(上限50万円) ・賃借の場合…契約月額1/2(上限1万円、24カ月)		
	農村定住奨励金	新 築 購 入	中山間地の対象集落で住宅を取得(取得額200万円以上)した夫婦または親子世帯以上で、40歳以下の世帯員がいる場合に交付。 基本額 20万円(世帯員全員が新規転入者の場合は40万円) 加算額 世帯に16歳未満の子や孫がいる場合…1人につき5万円		
	三世代ファミリー同居等促進事業補助金	新 築 購 入 増 改 築 改 修	三世代(祖父母世代・親世代・18歳未満の子世代)で同居等を行うための住宅の取得等に要する費用(100万円以上)の一部を補助。 ①現に三世代で同居する世帯が、引き続き同居するため、新築・購入・増改築・改修…10万円 ②現に三世代で同居する世帯が、準同居を始めるため、新築・購入…10万円 ③新たに三世代で同居を始めるため、新築・購入・増改築・改修…15万円 ④新たに三世代で準同居を始めるため、新築・購入…15万円 ※準同居の定義…親子世代、祖父母世代の住宅の距離が50m以内にあること ※④の場合で、準同居前の親子世代、祖父母世代の住宅の距離が2km以内の場合は10万円 ※他の奨励金と併用が可能		
	結婚新生活支援事業補助金	新 築 購 入 改 修 賃 借 引 越	所得合計が400万円未満で、ともに39歳以下の新婚夫婦に対して、新たな住居の取得・賃借費用、リフォーム費用、引越費用の一部を補助(上限30万円) ※令和3年度中に申請し、交付額が上限30万円に達しなかった夫婦については、交付額と30万円の差額分までを上限として、令和4年度に継続して申請することで補助金が受けられる。 ※他の奨励金と併用が可能		
	住宅耐震改修工事費等補助金	改 修	住宅 ①簡易耐震診断:自己負担無料(現況図面あり、床面積200㎡以内の在来木造住宅) 上記以外の場合、一部自己負担により実施 ②耐震診断:補助率3/4(限度額9万円) ③耐震改修工事:補助率10/10(限度額150万円)		
	危険ブロック塙の除却に関する補助金	除 却	町道または通学路に面する危険ブロック塙を除却する場合の助成 補助額:撤去工事費の1/2(限度額10万円) ※撤去工事費は、撤去するブロック塙(道路面)の面積に8千円を乗じた額、もしくは実際の撤去工事費(道路面)のいずれか低い方の額		都市建設課 076-288-6703
	津幡町がけ地防災工事費等補助金	改 修	こう配が30度を超える傾斜地で高さ3mを超えるがけ等 ①防災工事補助金:補助率1/2(限度額70万円) ②応急工事補助金:補助率1/2(限度額30万円)		

[共 通] 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56(1981)年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

# 県・市町の補助制度一覧表

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
津 幡 町	津幡町木の家づくり奨励金	新 築 購 入	町内に居住するため、スギ柱（金沢森林組合産）50本以上使用して木造住宅を新築（建売住宅の購入を含む）する方（寸法等、事業要件あり）（限度額20万円）	産業振興課 076-288-6704
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	設 置	自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、又は自ら居住するために町内のシステム付き住宅を購入する方 1kWあたり2万円（上限8万円） ※システムは未使用に限る。	生活環境課 076-288-6701
	家庭用生ごみ処理機器設置事業補助金	設 置	町内に住所を有し、町内の店舗から家庭用生ごみ処理機器を購入し設置する方 ①生ごみ処理機（1世帯1基まで）：補助率1/3（限度額15千円） ②生ごみ処理器（1世帯2基まで）：補助率10/10（限度額3千円/基）	
	危険空家除却等支援補助金	改 修 除 却	空家の改修又は危険空家の除却に要する費用の一部を補助。 ①空家の改修：補助率2/3（限度額50万円） ※改修後の空家の用途等、補助要件有り。 ②危険空家の除却（除却後の跡地活用有り）：補助率2/5（限度額50万円） ③危険空家の除却（除却後の跡地活用無し）：補助率2/5（限度額30万円） ※危険空家：住宅不良度判定の結果が100点以上のもの。 ※除却後の跡地活用有りの場合は、その跡地の用途等、補助要件有り。	
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	生活保護世帯または住民税非課税世帯で、かつ要介護認定または要支援認定を受けている方、特定の障害を有する方を対象に居住する住宅のリフォームに要する費用の一部を助成（限度額100万円）	福祉課 076-288-2458
	津幡町水洗便所等改造助成金	改 修	自己資金の人を対象に3万円以内を助成	上下水道課 076-288-6238
			非課税世帯 10万円以内を助成	
津幡町水洗便所等改造資金融資あっせん	改 修	生活保護世帯 50万円以内を助成		
		合併浄化槽設置済者の接続への上乗せ助成（平成14年度より） 供用開始後1年以内（20万円）、2年以内（15万円）、3年以内（10万円）		
内 灘 町	新エネルギー・省エネルギーシステム設置費補助制度	設 置	町内において自ら居住する住宅に太陽光発電システム、住宅用エネルギー管理システム（HEMS）、定置型リチウムイオン蓄電システム、太陽熱利用システム、高効率給湯器、ペレットストーブを設置する方 町内において自ら所有する土地に小形風力発電システムを設置する方 ・太陽光発電システム：5万円（2kW以上10kW未満） ・住宅用エネルギー管理システム（HEMS）：2万円 ・定置型リチウムイオン蓄電システム：10万円 ・太陽熱利用システム：強制循環型2万円、自然循環型1万円 ・高効率給湯器：エコキュート2万円、エコジョーズ・エコフィール1万円、ハイブリッド給湯器2万円 ・ペレットストーブ：2万円 ・小形風力発電システム：6万円	住民課環境管理室 076-286-6701
	生ごみ処理器（機）設置費助成金	設 置	町内在住で自己の住宅に設置する方 簡易式生ごみ処理器1千円、コンポスト設置3千円、機械式生ごみ処理機：購入費の1/3、限度額2万円	都市建設課 076-286-6710
	住宅耐震改修工事費等補助金	改 修	木造住宅 ①簡易耐震診断：自己負担無料（現況図面あり、床面積200㎡以内の在来木造住宅） 上記以外の場合、一部自己負担により実施 ②耐震診断：補助率3/4、限度額9万円 ③耐震改修：補助率10/10、限度額150万円	
	がけ地防災工事費補助金	改 修	こう配が30度を超える傾斜地で高さ3mを超えるがけ等 防災工事補助金：補助率1/2 限度額70万円	
	危険ブロック塀の除却に関する補助金	除 却	道路（私道及び民地境のブロック塀は対象外）に面している危険ブロック塀の除却に要する費用 除却面積に4,000円を乗じた額、もしくは実際の除却工事費のいずれか低い方の額 限度額10万円	地域産業振興課 076-286-6708
	創業サポート事業補助金	改 修	町内において、店舗や事務所等で創業をする方 補助金額：改装工事費、設備・器具・備品等購入費、広告宣伝費の1/2（店舗の場合：上限50万円、事務所等の場合：上限20万円）	
	元気内灘住宅リフォーム助成金	改 修	本町の住民基本台帳に記録されている者が自ら居住する建物について50万円以上のリフォーム工事（内灘町商工会の会員である施工業者に発注した工事に限る）を行う方 助成金額：対象工事費の20%（上限20万円） ※10万円までは現金、10万円を超える部分は内灘町商工会共通商品券にて助成	
	雨水浸透施設等設置費補助金制度	設 置	町内において住宅等の敷地内に雨水浸透施設、雨水貯留施設を新規に設置する方 ①雨水浸透施設：補助率2/3、上限1個当たり内径により2万3千円～3万5千円 ②雨水貯留施設（既存浄化槽転用）：補助率2/3、上限1基当たり8万円 ③雨水貯留施設：補助率：2/3、上限1基当たり容量により2万円～2万5千円	
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	生活保護世帯または住民税非課税世帯で、かつ介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	福祉課 076-286-6703

〔共 通〕 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。



県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
内 灘 町	マイホーム取得奨励金	新 築 購 入	町内で居住するために、新築住宅又は中古住宅を取得し居住した方 ・新規転入された方……………(新築) 30万円(中古) 10万円 ・町内在住の39歳以下の方…(新築) 10万円 町商工会加盟の建築業者を利用して新築した場合は10万円を加算する。合計額の2分の1は現金、残りは町商工会が発行する共通商品券で交付する。	企画課 076-286-6727
	三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金	新 築 購 入	祖父母世代、親世代及び子どもの三世代が、町内で同居又は近居するために、住宅を取得し居住した方に、20万円を交付する。	
	定住促進新婚世帯新居費用助成事業補助金	住 居 費 用 引 越 し 費 用 改 修	結婚新生活開始(婚姻日又は対象住宅への移動日)から4ヶ月以内の新婚世帯(婚姻日が令和4年1月1日から令和5年3月31日、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯の所得が400万円未満の世帯に限る)に対して、令和4年1月1日から令和5年3月31日までに支払われた婚姻に伴う新たな住居の取得・賃借(最初の1ヶ月分のみ)費用、引越し費用及びリフォーム費用を助成する。(限度額30万円)	
	空き家バンク成約奨励金	その他	空き家バンク登録物件が賃貸借又は売買契約締結に至った場合、登録時の所有者に奨励金5万円を交付する。	
	空き家利活用事業補助金	改 修 解 体	空き家バンク登録物件が賃貸借又は売買契約締結に至った後、当該物件の所有者もしくは賃借者がリフォームを行った場合、又は物件の購入者がリフォームもしくは新築のための解体を行った場合、対象経費の1/2(上限30万円)の補助金を交付する。なお、空き家バンク登録物件の賃貸借契約締結前1年以内に完成したリフォームについても、補助金の交付対象となる。	
志 賀 町	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改 修	簡易耐震診断：自己負担0円(現況図面有) 自己負担5,000円(現況図面なし、現地調査有り) 耐震設計：耐震診断に基づき行う設計 補助率2/3 上限10万円 耐震改修：耐震設計に基づき行う改修 補助率10/10 上限150万円	まち整備課 0767-32-9211
	志賀町老朽危険空き家等除却事業費補助金	除 却	老朽危険空き家等の除却に要する費用の一部を補助。 ・危険空き家等の除却(除却後の跡地活用無し)：補助率1/2(限度額50万円) ※老朽危険空き家等：住宅不良度判定の結果が60点以上のもの。	
	住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金	設 置	【対象者】 自らが居住するみらいとうぶ分譲地の住宅に、太陽光発電システムを設置する個人に対し、設置費用の一部を補助。 【補助額】 システムの最大出力1kWあたり7万円を乗じて得た額(最大出力の上限は、4kWまで)、または、補助対象経費の総額の1/10の額のいずれか低い額。 【対象期間】 令和5年3月31日まで	環境安全課 0767-32-9321
	移住定住促進住まいづくり奨励金	新 築 購 入	定住を目的に他の市町村から転入し、住宅を建設または購入した者への奨励金 ・単身入居：基本額40万円、町内業者利用加算(取得費2.5%(50万円限度)) ・家族入居：基本額80万円、子供1人につき20万円(2人まで、40万円限度)、町内業者利用加算(取得費2.5%(50万円限度)) ※他市町村に継続して1年を超えて住所を定め、転入後1年以内の者でかつ転入後1年以内に工事請負契約を締結した者が対象(契約締結日から3か月以内に申請) ※転入前に工事請負契約を締結した場合も契約締結日から3か月以内に申請が必要	企画財政課 ふるさと創生室 0767-32-9301
	移住定住促進賃貸住宅家賃助成金	家 賃	定住を目的に他の市町村から転入した者への民間賃貸住宅家賃助成金 ・月額：5千円、町内就業者加算(月額家賃支払額の1/2(1万5千円限度)) ※他市町村に継続して1年を超えて住所を定め、転入後1年以内の者でかつ転入後1年以内に賃貸借契約を締結した者が対象	
	移住定住促進空家リフォーム再生等助成金	購 入 改 修	定住を目的に他の市町村から転入し、空家を購入または購入しリフォームした者への助成金 ・空家購入：空家の購入助成(購入費1/2(50万円限度)) ・リフォーム：空家を購入後、町内業者利用のリフォーム助成(工事費1/2(50万円限度)) ※他市町村に継続して1年を超えて住所を定め、転入後1年以内の者でかつ転入後1年以内に工事請負契約または売買契約を締結した者が対象(契約締結日から3か月以内に申請) ※転入前に工事請負契約または売買契約を締結した場合も契約締結日から3か月以内に申請が必要	
	在宅支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	生活保護世帯又は住民税非課税世帯でかつ介護を要する高齢者・重度障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造(リフォーム)される方(限度額100万円)	健康福祉課 0767-32-9131
	水洗便所等改造資金斡旋制度(利子補給・助成)	改 修	工事費100万円まで融資斡旋し、利子を補給(供用開始から3年以内) 非課税世帯10万円まで助成(供用開始から3年以内) 生活保護世帯60万円まで助成(供用開始から3年以内)	まち整備課 上下水道室 0767-32-9251
生ごみ処理機器設置事業費補助金	設 置	【対象者】 町内に住所を有し、かつ、居住している者 【補助額】 ・電気式生ごみ処理機 補助率：1/2以内(限度額：30,000円、1台まで) ・生ごみ堆肥化処理器 補助率：1/2以内(限度額：1基につき3,000円、2台まで)	環境安全課 0767-32-9321	

[共 通] 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56(1981)年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

# 県・市町の補助制度一覧表

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課	
宝達志水町	マイホーム取得奨励金	新築 購入	①町内に定住するため住宅を新築・購入した場合に120万円 ②町内建築業者を活用して新築又は購入した場合については、さらに50万円を上乗せする。 ③45歳以下の町外からの転入者には、ひとりにつき20万円加算（加算限度額100万円） ※町内在住者については年齢が45歳以下であること	企画情報課 0767-29-8230	
	民間賃貸住宅家賃補助事業補助金	家賃	若年層の定住を目的とし、町内の民間賃貸住宅に居住する者への家賃補助金補助金額は、月額家賃の1/3以内（上限15,000円） ※夫婦それぞれの年齢が45歳以下であること		
	空き家改修費等助成金	改修	空き家バンク登録により、賃貸契約が成立した物件に助成金を交付します。 ①改修費用 町内施工業者を利用した場合：改修費の1/3以内で上限100万円 町外施工業者を利用した場合：改修費の1/3以内で上限50万円 ②家財道具の撤去 家財道具等の撤去に要する経費（助成対象者自らが行う場合の経費は除きます） 対象経費の1/2以内で上限10万円 ③清掃費用 清掃等に要する経費（助成対象者自らが行う場合の経費は除きます） 対象経費の1/2以内で上限3万円 ④その他（転入者加算） 45歳以下の転入者1人につき20万円ずつ加算（加算限度額100万円） ※平成31年4月1日以降に転入しかつ2年以上町外の住民基本台帳に記載されている方が対象		
	結婚新生活支援事業補助金	家賃 引越	夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下で、夫婦の合算した所得が400万円未満の世帯に対して、住宅物件の賃借に係る家賃（最初の1か月分）及び引越費用の一部を補助（上限30万円）	環境安全課 0767-29-8140	
	住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金	設置	自ら居住する住宅にシステム（最大出力10kW未満）を設置又はシステム付きの住宅を購入する方 【対象システム】 ・住宅用太陽光発電システム（最大出力10kW未満） ・住宅用定置型リチウムイオン蓄電池システム 【補助金額】 ・それぞれ一律5万円		
	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改修	①簡易耐震診断：自己負担無（現況図面あり）、自己負担5千円（現地調査） ②耐震診断：補助率9/10、限度額10万円 ③耐震改修：補助率10/10、限度額150万円		地域整備課 0767-29-8160
	民間賃貸住宅建設補助事業	新築	民間賃貸住宅の建築に係る本体工事の10%を補助（限度額500万円） ※1棟あたり4戸以上で、1戸あたり床面積が30㎡以上あること。 ※各戸に玄関、浴室、台所、トイレが設置されていること。		
在宅支援型住宅リフォーム推進事業	改修	介護を要する高齢者・重度身体障害者（身体障害者2級以上、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	健康福祉課 0767-28-5505		
中能登町	定住促進奨励金	新築 中古 購入	【町外から引っ越しされる方（転入）】 対象者 新築住宅 中古住宅 ・45歳未満の単身世帯 50万円 25万円 ・45歳未満の家族世帯 60万円 30万円 ・45歳以上の単身世帯 25万円 10万円 ・45歳以上の家族世帯 30万円 15万円 <子育て応援加算> 住宅を取得した時点で、義務教育以下のお子さまがいる場合、子育て応援加算が追加されます。 ・対象者 義務教育以下の子ども 2人目まで 1人につき 20万円 3人目以降 1人につき 10万円 【もともと中能登町にお住まいの方（転居）】 対象者 新築住宅 中古住宅 ・45歳未満の単身世帯 20万円 10万円 ・45歳未満の家族世帯 30万円 15万円 ・45歳以上の単身世帯 10万円 10万円 ・45歳以上の家族世帯 15万円 10万円 【新築工事を町内の建築業者と契約された方】 ・新築住宅建築工事費の2.5%（最大50万円）まで。 以上の条件に適合した合計額は100万円を限度とします。	企画課 0767-74-2806	
	生ごみ処理機材購入費補助金	購入	町内在住で対象機材を購入する方 120%以上のコンポスト購入で2千円 電気式生ごみ処理機購入費の3割補助（限度額2万円）	生活環境課 0767-72-3127	
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	設置	自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、又は自ら居住するために町内の太陽光発電システム付き新築住宅を購入する方 （在住者）1kWあたり2万5千円（上限10万円） （転入者）1kWあたり5万円（上限20万円）		
	雨水貯留槽購入費補助金	購入	町内在住で自己の住宅に設置する方 購入費の3割（限度額2万円）		

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
中能登町	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改 修	木造住宅で1981年（昭和56年）5月31日以前に建築または工事着手されたもの。 ①耐震診断：補助率2/3、限度額12万円 ②耐震設計：補助率2/3、限度額20万円 ③耐震改修：補助率10/10、限度額150万円	土木建設課 0767-72-3921
	危険ブロック塀の除却に関する補助金	撤 去	危険ブロック塀を撤去される方 4,000円/m <sup>2</sup> （限度額10万円）	
	在宅支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	介護を要する高齢者・重度障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（助成限度額100万円）	長寿福祉課 0767-72-3133
穴水町	穴水町定住促進奨励金	新 築 入	定住を目的とした転入者及び50歳以下の町内在住者が新たに住宅を取得した場合の補助 定住促進奨励金 新築の場合：住宅奨励金 1戸につき50万円 ・県産材50%以上の使用 20万円を加算 ・住宅取得時に土地購入 50万円を加算 ※転入者のみ ・住宅取得時に同居する義務教育修了前の子供1人当たり50万円を加算 ※転入者のみ 限度額：転入者200万円 50歳以下の町内在住者70万円 中古住宅の場合：住宅奨励金 1戸につき50万円 ※転入者のみ 穴水町定住促進空き家改修費等補助金 ・住宅のリフォーム経費の2分の1 限度額：100万円 ※空家バンク登録等の条件あり	観光交流課 0768-52-3671
	穴水ニュータウン宅地無償分譲	購 入	町外から移住する概ね40歳以下の夫婦を対象に町有地の無償分譲を行う（H23年10月～） 町内に住所を有する転入後5年以内の方も対象 区画数 14区画（現在11区画分譲済み）	
	穴水町耐震改修工事費等補助金	診 断 改 修	木造住宅 ①耐震診断：補助率3/4 限度額9万円 ②耐震改修：補助率10/10 限度額150万円（定額）	地域整備課 0768-52-3680
	穴水町危険ブロック塀撤去費補助金	撤 去	道路に面する倒壊等の危険のあるブロック塀を撤去する費用の補助 補助金額 1m <sup>2</sup> あたり4,000円 限度額10万円	
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	ふれあい福祉課 0768-52-3650
	穴水町住宅用太陽光発電システム設置補助金	設 置	町内に自らが所有し、居住する住宅（併用住宅を含む）に太陽光発電システムを設置する個人（町税滞納者を除く）に対し、設置費用の一部を補助 補助金額は、システムの最大出力1kWあたり2万5千円（上限10万円）	住民課 0768-52-3640
	穴水町生ごみ処理容器・処理機購入補助金	設 置	生ごみ処理容器・処理機の購入に対する補助 ①コンポスト（2基まで）：購入金額の1/2（限度額4千円/基） ②生ごみ処理容器（2基まで）：購入金額の1/2（限度額1千円/基） ③ごみ処理機（1基まで）：購入金額の1/3（限度額2万円/基）	
水洗便所等改造資金助成交付金制度（利子補給）	改 修	80万円まで利子全額補給  単独浄化槽の改造工事 上限30万円まで助成 汲取からの改造工事 上限15万円まで助成  生活保護世帯 50万円以内を助成  非課税世帯 単独浄化槽の改造工事 上限30万円まで助成（工事費50万円以上は10万円加算、50万円未満は工事費に1/5を乗じて得た額） 汲取からの改造工事 上限15万円まで助成（工事費50万円以上は10万円加算、50万円未満は工事費に1/5を乗じて得た額）	上下水道課 0768-52-3130	

[共 通] 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

# 県・市町の補助制度一覧表

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
能登町	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改 修	木造住宅 ①耐震改修：定額補助、限度額150万円（段階別改修の場合、第1段階100万円上限、第2段階50万円上限） ②耐震診断：補助率3/4、限度額9万円 ③簡易耐震診断：自己負担無（図面無しまたは現地調査を希望する場合は負担金5,000円）	建設水道課 0768-62-8523
	危険ブロック塀等撤去事業補助金	撤 去	公道に面する危険ブロック塀を除却する場合の助成 補助額：撤去工事費の1/2（限度額10万円） ※撤去工事費は、撤去するブロック塀の面積に7千円を乗じた額、もしくは実際の撤去工事費のいずれか低い方の額	
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	設 置	自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方 1kWあたり2.5万円（上限10万円）	住民課 0768-62-8510
	ごみ容器購入費補助金	設 置	1 コンポスト（2台まで）：購入費の1/2（限度額3千円/台） 2 電気式生ごみ処理機（1台まで）：購入費の1/3（限度額2万円/台）	
	ふるさと定住住宅助成金	新 築 改 修	町内への移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、移住者の新築住宅及び中古住宅等の改築に要する経費を助成 ・新築住宅助成金：（最大200万円） ・実家等改築助成金：改築工事費の1/2（最大50万円） ・中古住宅改築助成金【賃貸】：改築工事費の1/2（最大50万円） ・中古住宅改築助成金【購入】：改築工事費の1/2（最大100万円） 【全共通】申請者を除く同時転入家族1人につき10万円助成する ※町内建設建築業者の利用、空き家情報への登録等の要件により助成最大額が変動する。 【対象者（全ての要件を満たすもの）】 ①20歳以上であること ②本町に定住する意思があること ③新築する者又は中古住宅（購入）を改築する者は転入してから5年未満の者若しくは中古住宅（賃貸）及び実家等を改築する者は転入してから1年未満の者 ④町税等滞納がないこと ⑤公務員である者が世帯にいないこと。 ⑥町に隣接している自治体（輪島市、珠洲市及び穴水町をいう。）以外からの転入であること。	ふるさと振興課 地域戦略推進室 0768-62-8527
	空き家家財道具等処分助成金	処 分	空き家の家財道具等の処分に関する経費を1/2（最大10万円）を上限に助成する。 ※対象物件は能登町ふるさと空き家情報登録物件及び空き家情報登録見込み物件。 対象者はUターン者もしくは空き家所有者（要空き家情報登録）	
	水洗便所等改造資金融資のあっせん及び助成金（利子補給・助成）	改 修	融資額100万円以内で（60ヶ月で償還）で利子5%まで利子補給 自己資金の人を対象に3万円以内を助成（50万円上限の6%） 生活保護世帯 50万円以内を助成 非課税世帯 10万円以内を助成（50万円上限の20%）	建設水道課 0768-62-8523

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

石川県における住宅関連の補助制度については、下記 URL からご覧頂けます。  
[http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/zyutaku\\_yusi.html](http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/zyutaku_yusi.html)  
 （石川県住宅関連支援制度ポータルサイト）

いしかわ住宅相談・  
住情報ネットワーク

事務局

一般財団法人 石川県建築住宅センター



〒920-0968 金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎2階  
Tel. (076) 262-6543 Fax. (076) 260-8475  
http://www.ikjc.jp/

このパンフレットに記載されている補助制度の内容は、2022年4月現在のものです。  
 なお、各制度の詳細については各自治体の担当課までお問い合わせ願います。